

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和5年7月27日

山形市監査委員 玉田芳和  
同 村山秀幸  
同 浅野弥史

行 第 26 号  
令和5年7月18日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査  
令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」
- 2 通知内容  
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

## 監査結果に係る措置状況報告書

### 令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」

別紙

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	対象団体	担当部	担当課	措置内容
86	指摘 事項	(会計処理規則の改定について) 本法人の支出・契約事務に関して、現状の会計処理規則では詳細な事務手続きが定められておらず、市の規則等を参考にして、詳細な取り扱いを定めるように規則の改定を行う必要がある。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	会計処理規則において不足している部分の取り扱いを規定するため、令和4年10月1日に会計処理規則を改正した。(支出及び契約に関する事項について)
87	指摘 事項	(検査の未実施について) 市の契約規則に基づき、本来、検査を実施すべきところ、未実施の取引が確認された。法人内で検査の実施及び検査調書の作成の徹底を図る体制構築が必要である。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	会計処理規則において不足している部分の取り扱いを規定するため、令和4年10月1日に会計処理規則を改正した。(検査の実施に関する事項について)
94	指摘 事項	(固定資産の実地照合の未整備について) 固定資産の実地照合に関する規程が整備されていない。市の財務規則に準じて、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めるべきである。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	会計処理規則において不足している部分の取り扱いを規定するため、令和4年10月1日に会計処理規則を改正した。(固定資産の管理に関する事項について)
94	指摘 事項	(債権管理及び貸倒引当金に関する規程の未整備について) 本法人において、債権管理及び貸倒引当金の計上に関する規程がない。債務者に対する督促や債権放棄の定めその他、適正な会計処理を行うため、貸倒引当金の計上方法に関する規程を策定するべきである。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	会計処理規則において不足している部分の取り扱いを規定するため、令和4年10月1日に会計処理規則を改正した。(収入及び決算書類の作成に関する事項について)
97	指摘 事項	(セキュリティポリシーの未整備) 本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	情報セキュリティに関する規程として、令和4年10月1日に情報セキュリティ基本方針を策定した。